

各部課長等 各位

企画調整部長 佐々木 俊哉  
(公印省略)

## 令和3年度予算の編成方針について

にかほ市財務規則第6条の規定に基づき、次のとおり令和3年度予算の編成方針を定めたので通知します。

### 1. 国の動向

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が甚だ深刻であり、正に国難とも言うべき局面に直面している。国民の生命・生活・雇用・事業をしっかりと守り抜くことが政府として最重要の責務であり、如何なる<sup>かんなん(注1)</sup>艱難に直面しても、国民が安全・安心を実感できる社会となるよう、全力を尽くしていくとしている。

今般の感染症の流行への対応については、現在は感染防止策を講じながら経済活動レベルを段階的に引き上げていくフェーズにある。感染拡大防止・収束、次の大きな波への備えが最優先・最大の経済対策であり、雇用維持と事業継続支援に加え、国民生活の下支えのための支援を進めるとともに金融システム安定の維持を図る。同時に経済活性化支援策を進めるとしている。

デジタル化の活用をはじめ、日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指す。こうした観点から「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとし改革工程の具体化を図る。感染症の下で明らかになった行政のデジタル化の遅れに対しこの1年で集中的に改革し、政府全体のデジタル・ガバメントの加速化や国・地方一体での業務プロセス・情報システムの標準化・共有化、地方自治体のデジタル化・クラウド化の展開、行政と民間の連携によるプラットフォーム型ビジネスの育成等に集中的に取り組むとしている。

社会保障については、感染症対策により医療・介護システムの課題として認識された、柔軟で強靱な医療提供体制の構築、デジタル化・オンライン化を実現する。世界に誇る国民皆保険を維持しつつ、社会保障制度について、基盤強化期間内から改革を順次実行し、団塊の世代が75歳以上に入り始める2022年までに基盤強化を進めることを通じ、より持続可能なものとし、次世代に継承するとしている。

注1) 艱難 … 困難にあつて苦しみなやむこと。

感染症拡大により東京一極集中のリスクが認識され、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、スマートシティの社会実装や二地域居住・就業の促進など地方への新たな人の流れの創出により、多核連携型の国づくりを行う。あわせて、国・地方が連携し、複数地方自治体による広域的な対応を可能とする公共サービスの広域化・共同化を進め、将来の人口構造の変化に対応した持続可能な地方行財政制度を構築する。また、地方行財政の「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しするとしている。

社会資本整備については、デジタル化・スマート化を原則とした、抜本的な生産性向上や予防保全の高度化・効率化による長寿命化、集約等を通じた公的ストックの適正化を図る。公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFIなどの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。

更に教育の質の向上に向け、予測不可能な未来を主体的に切り拓くことができるよう、アクティブ・ラーニングや学びのデジタル化、外部人材の活用等を通じ、個別最適化された深い学びを実現し、課題設定・解決力や創造力のある人材を育成するとしている。

経済社会の構造が大きく変化する中、骨太方針 2019などを踏まえ、経済・財政一体改革を推進するに当たり、エビデンスに裏付けられた効果的な政策やデータ収集等に予算を優先するなど、EBPM<sup>(注2)</sup>の仕組みと予算の重点化、複数年にわたる取組等の予算編成との結び付きを強化することにより、ワイズスペンディングを徹底するとしている。

このため、広く国民各層の意識変革や行動変容につながる見える化、先進・優良事例の全国展開、インセンティブ改革等を通じた財政の健全性の確保等につながる取組をEBPMと一体として推進するとともに、経済財政諮問会議の下、専門家の知見を活用しつつ、EBPMの枠組みを強化する。また、EBPMの基盤であるデータの活用を加速するための戦略体制を整備する。こうした取組の一環として、人々の満足度(well-being)を見える化し、分野ごとのKPIに反映するとしている。

以上の経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとしている。

## 2. 秋田県の動向

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、国による財源措置が不透明であるほか、県税収入等の大幅な減少が見込まれるなど、これまで以上に厳しい財政状況となる。

そのため、令和3年度当初予算においては、感染拡大防止対策をはじめ、安全・安心な県民生活の基盤となる真にベーシックな施策に取り組むことを基本としつつ、社会経済情勢や価値観の急激な変化を捉え、単に既存事業の内容を踏襲するのではなく、全ての事業についてゼロベースで見直しを行うとともに、実効性の高い施策・事業の企画・立案に努めることで、最終年度を迎える「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」(以下「第3期プラン」という。)等の着実な推進を図るとしている。

来年4月に知事選挙が予定されていることから骨格予算とするが、感染症対策事業や第3期プランの推進に関わる継続事業など、年度当初からの執行が必要な事業については当初予算に計上する。

注 2) EBPM (エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案) … 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする。

なお、コロナ禍にあつて、県民の生命と健康を守り、社会経済活動を維持・向上させるために不可欠な医療・検査体制の確保や、県内経済の回復に向け引き続き取り組むとともに、ビジョンに基づき、社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、最終年度を迎える第3期プランに掲げる重点戦略及び基本政策に基づく施策を着実に推進するとしている。

### 3. 市の財政状況

一般会計の令和元年度決算は、実質収支が約2億3,468万円の黒字となったが、財政調整基金の積立・取崩し額などを加減した実質単年度収支は、ガス事業会計の廃止・清算に伴う資金貸付により、約3億5,938万円の赤字となった。歳入の一般財源は、市税は調定額(現年課税分)ベースで個人市民税が前年度比で0.07%、法人市民税が12.98%、純固定資産税が0.35%それぞれ減少した。また、地方消費税交付金も6.33%の減であった。対して地方交付税は臨時財政対策債の発行可能額の減少に伴う交付税からの振替額の減などにより交付基準額が増加し、1.09%の増となった。財源不足の調整による財政調整基金繰入金は、ガス事業会計への資金貸付により前年度比で538.94%の大幅増となり、一時的なものとは言え、未だ危機感を持ちつつ、健全な財政を堅持する必要がある。

令和元年度末の市債残高については、繰上償還の実施などにより前年度末比で約6億5千万円減の約145億円まで減少している。この決算に基づく財政健全化比率は、実質公債費比率が9.2%、将来負担比率が79.1%と、いずれも健全団体とされる範囲内にある。実質公債費比率は前年度比で0.5ポイント改善したものの、将来負担比率は6.4ポイント悪化しており、今後財政の硬直化が進まないよう、留意が必要である。

今後の財政見通しとして、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は人口減少やコロナ禍に端を発する世界的な景気の悪化により大幅な増収は考えられず、地方交付税も大幅な増額は見込めず、昨今では考えられない非常に厳しい状況が続くと考えられる。他方、歳出面では、コロナ禍への対策事業、デジタル化推進などによるシステム改修関連事業、更なる少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大などにより例年になく歳出の肥大化が考えられ、収支不足の大幅な拡大が懸念される。

しかしながら、将来に禍根を残さぬよう、歳入・歳出の徹底した管理を行い、プライマリーバランスの黒字維持はもちろんのこと、財政調整基金の残高確保を目指しながら国・県の取り組みと歩調を合わせ、市民の生活・雇用・事業をしっかりと守り抜き、市民が安全・安心を実感できるよう全力を尽くしていく。

### 4. 予算編成の基本的な考え方

令和3年度予算は、健全財政を保持するのは当然として、「第2次にかほ市総合発展計画(前期基本計画H29～R3)」に掲げたまちづくりの基本方針に基づく諸施策や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとする。また、市長公約(4分野20項目)の事業については、就任4年目となり、結果を次につなげる必要がある。

予算の編成に於いては、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、漫然と前例踏襲に陥ることなく、コスト削減は元より、事業の必要性にまで踏み込み精査して頂きたい。事業効果を念頭に置き聖域なく効果検証を行い、内部・外部評価を参考とし廃止、縮小、統合を検討することは勿論のこと、民間活力の導入なども念頭に置き、抜本的な見直しを図るようにして頂きたい。

歳入に於いては、国・県の動向を的確に把握し財源の確保に努め、事業財源は自ら捻出するという意識を持って、限られた財源の効率的な活用を図られたい。

更に事務の効率化と公表資料の充実等を図るため、本年度より歳出予算を事業別管理とすることを鑑み、財政民主主義の理念に立ち戻り「余ったから」といった安易な考えによらない予算要求とすること。

#### 【留意する計画等】

- 総合発展計画(前期基本計画:H29～R3)
- 市長公約(4分野20項目)
- 行財政改革大綱(第4次:R2～6)
- まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期:R2～8)
- 事業実施計画(R2～4)
- 公共施設等総合管理計画(H29～R8)

## 5. 全体的事項

- 1) 令和3年度当初予算は、通年予算を編成する。  
年度途中の補正は、除雪費のほか、国・県等の制度改正、特定財源の確定、災害、その他特別な理由がある場合に限定する。
- 2) 実施計画や総合戦略に基づく事業は、予算編成作業の中で、実施年度や財源等を勘案して調整することとする。
- 3) 地方自治法に掲げる「最少経費・最大効果の原則」に則り、限られた財源で最大の効果を生み出すよう、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底して行うこと。  
既存事業については、現在の市民ニーズとの適合、初期の目的・目標の達成状況等を検証し、事業継続の可否や再編・再構築の必要性を精査した上で、予算要求すること。  
新規・拡充事業の要求にあたっては、既存事業のスクラップにより財源を捻出するとともに、あらかじめ目標や実施期間などを明確に設定すること。
- 4) 類似事業や重複する事業は、所管担当課間で横断的な連絡調整を行い、事業推進に支障のないように整理統合を進めること。
- 5) 令和2年度までの地区要望、議会等の要望事業について、3年度中に実施する旨の答弁をしている場合は、その内容を尊重しつつ、実施の方法を検討の上、要求漏れがないように計上すること。要望事業、市民との協働事業は、行政と市民の責務及び役割を明確化し、協力して行うべきもの、それぞれが行うべきものを精査・検討すること。
- 6) 予算要求は、すべて課長等が査定した内容で行うこととし、重要施策及び新規事業について

ては、必ず部長査定を受けた上での要求とすること。

7) 各小・中学校予算は、本課において十分協議(ヒアリング)のうえ要求すること。

## 6. 歳入について

### 1) 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向等を的確に把握し、見込み得る年間収入額を適正に見積ること。また、収納率の向上を図るため、より一層取り組みを強化すること。

### 2) 分担金及び負担金

事業内容、受益度に応じた適正な受益者負担の確保を図ること。

### 3) 使用料及び手数料

手数料等関係法令に基づいて徴収するものについては、国・県の動向に十分留意すること。

### 4) 国県支出金

国、県等の施策の方向性や予算編成の動向を可能な限り把握し、過大・過少見積りによる補正が生じないように留意すること。

国費・県費の削減による市の一般財源への振替(市単独事業として実施)は、原則として認めない。令和3年度から国・県支出金が廃止・削減される事業は、その内容を明らかにすること。(提出資料3)

### 5) 財産収入

市有財産については、現状を把握し、財産運用収入や財産売払収入など適正な価格の積算により見込み額を計上すること。また、未利用の売却可能資産は積極的に売却を検討すること。

### 6) 市債

後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。また、予算計上にあたっては、交付税措置のある有利な事業債を優先すること。

### 7) その他

ふるさと納税の取り組みを強化するとともに、公共施設や印刷物等への広告掲載やクラウドファンディングなどの歳入全般について、積極的に検討し財源確保に努めること。

以上、歳入全般、的確な根拠で積算し、過大見積りによる「歳入欠かん」とならないように留意すること。

## 7. 歳出について

1) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)を除く<sup>(注3)</sup>経常的経費のうち、裁量的経費については、前年度予算比 5%減を目途として見積もること。

注3) 経常的経費 … 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金補助及び交付金等のうち毎年度継続して支出される経費。

- 2) 国・県補助事業は、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討・精査の上、計上すること。  
補助事業であっても補助残は一般財源となるので、補助率、事業効果、必要性及び緊急性について十分に検討し、優先度の高い事業を計上すること。
- 3) 貸付金については、制度継続の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期設定の有無等を必ず検証すること。
- 4) 各種団体等への負担金については、目的、効果及び必要性を再検証すること。
- 5) 各種団体等への補助金については、補助基準の明確化を図るとともに、継続の必要性、条件の見直し、終期設定の有無等を検証し、適正化に努めること。  
※条件の見直し等を行う場合は、関係補助団体と十分協議すること。
- 6) 施設の改修・補修は将来的視点をもって、当面の使用に支障がある場合に計上すること。  
その際、中長期的な視点から二重投資とならないよう注意すること。
- 7) 長期継続契約に基づく予算は、「契約期間」を見積書中に記載すること。
- 8) 会計年度任用職員の任用については、職の集約化や廃止、委託方式への変更などについて十分に検討を行った上で、所要経費を適切に見積もること。  
また、原則として、新規配置は認めないこととする。

以上、歳出全般、的確な根拠で積算し、過大見積りを避け、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

## 8. 債務負担行為及び継続費について

- 後年度における支出を義務付けるものであり、これを安易に設定することは将来の財政運営を圧迫し、財政の硬直化につながることになるので慎重を期すること。
- 継続費は、事業費総額や年度割などに細心の注意を払い計上すること。

## 9. 特別会計及び企業会計に関すること

- 1) 特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、漫然と財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算性の堅持及び健全財政の確保に努めること。
- 2) 企業会計は、収支見通しや資金計画を検討の上、一般会計に準じて編成すること。

## 10. 予算編成の日程等

予算要求入力可能日	令和2年10月28日(水) から
予算要求入力期限	令和2年11月30日(月) 正午まで

ヒアリング期間(予定)	令和2年12月17日(木) から 令和3年 1月 8日(金) まで
-------------	--------------------------------------

\*ヒアリング日程は、12月1日(火)に掲示板に掲載予定。